

令和4年度第1回山陽小野田市自治基本条例審議会会議 会議録	
開催日時	令和4年11月10日(木) 19時00分～20時00分
開催場所	山陽小野田市役所 本館3階 第1委員会室
出席委員	山陽小野田市自治基本条例審議会委員 11人 (池田会長、馬渡副会長、草田委員、坂本委員、半矢委員、藤野委員、堀委員、清水委員、中川委員、小原委員、平井委員)
出席職員	(事務局) 企画部長、企画課長、企画課主幹、企画課政策調整係長、企画課主事
協議概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委嘱状交付</li> <li>3 市長挨拶(代読)</li> <li>4 委員紹介</li> <li>5 事務局紹介</li> <li>6 会長及び副会長の選出</li> <li>7 会長及び副会長挨拶</li> <li>8 諮問</li> <li>9 議題 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 山陽小野田市自治基本条例制定の経緯について 【事務局より説明】</li> </ol> </li> </ol> <p>●質疑応答 なし</p>

(2) 見直しの観点及び条文案について

【事務局より説明】

● 質疑応答

【小原委員】

改正案の方が読みやすい条文になっているという印象を持った。読みやすくすることで市民にちょっとでも関心を持ってもらえるようになると思う。

【平井委員】

山陽小野田市の中で新しい価値を生み出す「協創」という言葉はすてきだと思った。また、「市民が主役」を「誰もが主役」に変えられる点は、市外、県外出身の学生にとっても、山陽小野田市に関わっていけるんだという意識の向上につながると思った。

【坂本委員】

小野田小学校の避難訓練があり、まず労災病院の下の公園に避難し、それでも水が来る場合はさらに上まで上がりなさいという指導をしてきたが、今年は、小野田地区は全員小野田中学校に避難するようにと市役所から指示があった。避難経路が低い場所を通るようになり危険だと伝えたが、決まっていることだからと理由の説明もなかったため、学校や関係者も納得いかなかった。条文を見ると、「みんなで協力しよう」とうたっているが、市にはみんなで話し合っただけという姿勢が感じられない。市民の意見も取り上げてほしい。

【事務局】

自治基本条例は理念条例にあたるが、理念とは、実際の行動があってこそだと思う。条文の前文には、「協創の考え方を共有しながら」という一文を入れているが、今回の件はその共有が出来ていなかった事例であると受け止めた。市民の皆様だけでなく市の職員、市としても、自治基本条例の趣旨をしっかりと頭に入れて行政を進めていかなければならない。なお、今のお話については担当部署に伝えておく。

【堀委員】

この条例が市民に行き渡ってないっていうところもあると思うが、改正する意味があるのか。

**【事務局】**

この条例は市民の皆様が中心となって作られたもので、第 35 条において、条例が形骸化していくことのないよう、5 年を超えない期間で、時代に合わせた内容に見直すことを定めている。見直しを規定した条例はほかになく、それだけ市民の皆様の熱意のこもった条例だと思う。それを踏まえて、事務局としてはこのたび条例の改正が必要だと考えている。

**【堀委員】**

そういった流れであれば、ぜひ、この条例があるということを周知していただければ、我々も意見を出し合って一生懸命考えた甲斐があるかなと思う。

**【事務局】**

周知方法については、改めて検討させていただく。

**【清水委員】**

「市民が主役」を「誰もが主役」と変えると、言葉のニュアンスが変わってくると思う。現行は、市民が主役になってまちづくりするという意味ではなく、市民本位でみんなが考えて、市民のためにまちづくりをしていきたいと思いますという意味合いでつくられたのかなと思う。改正案の「誰もが主役のまちづくり」に変えることによって、「誰も」が本位になるわけではなく、皆さんが参加してまちづくりをしていきたいと思いますという考え方に変わってくると思う。変えることについては大変よく理解出来るので、よろしいかと思う。

**【事務局】**

市では現在、スマイルプランナー制度という制度を設けている。登録することで、市外の方も本市のまちづくりに様々な形で参加していただくことができ、本市のまちづくりに寄与していただいている。そういったこともあり、誰もがという表現を用いてはどうかという考えである。また、資料では、総合計画が変わったから「誰もが」という表記に変わる、というような書き方になっているが、お

伝えなかったのは「協創によるまちづくり」という大きな観点を踏まえた見直しという点である。

**【藤野委員】**

第 8 条第 2 項はなくなるのか。

**【事務局】**

第 2 項はそのまま残る。見直しの対象ではなかったことから、見直し案の欄には条文を記載していない。

**【藤野委員】**

ここに書いてあるまちづくりとはどういったものを指すのか。

**【事務局】**

第 2 条 (7) に、「市民等にとって安心安全な生活環境を実現するなど、より暮らしやすいまちを実現するために行う公共的な活動をいいます」と定義されている。

**【藤野委員】**

民法改正による年齢の引下げがあるが、まちづくりに参加する権利に、果たして年齢が必要か。

**【事務局】**

第 8 条の解説に、「とかく当時 20 歳以上の大人を主体として、進みがちなまちづくりの中であって、あえて青少年がまちづくりに参加できるよう、配慮して、そのためには、そういった青少年の人権が保障される必要があるという考え方に基づいて条文化された」とある。そのため、策定当時の考え方を尊重し、民法改正に伴う年齢面の改正だけにとどめて、条文としては生かしていければと考えている。青少年のまちづくりの具体的な例としては、市のふるさとづくり協議会が主体となって、中学生市議会をされている。各中学校代表の生徒が、市に対して「こんなまちになるといい」という提案をし、それに対して市の各部長が回答するというもの。機会は限られるが、そういった形で参画の場を設けている。

(3) 意見の集約について

	<p>(4) 第2回の開催について</p> <p>10 その他 なし</p> <p>11 閉会</p>
--	---